

## 8月26日以降の学校教育活動等について

子どもたちの健やかな成長のためには、心と体の健康も学びを保障することもいづれも欠かすことのできない重要なことと考え、当初の予定どおり8月30日に2学期の始業式を行う。

これまでも各学校において、可能な限り感染リスクを低減するため、手洗い、マスクの着用、「3密」の回避、給食の黙食、校内の消毒等、また、家庭の協力による登校前の健康観察や検温の取組を継続徹底してきた。今後、一層子どもたちの安全の確保を図るため、下記の措置を当面の間とることとした。

### 記

#### 【学校教育活動について】

○校外行事（宿泊を伴う行事を含む）や運動会等の校内行事は、延期または中止とする。

○授業においては、これまで感染対策を講じたうえで実施していた音楽の合唱等、感染リスクの高い学習活動は、行わないこととする。

○部活動については、原則休止とする。

※上位大会につながる公式戦・大会に参加する場合にのみ、該当の部活動については、主催者の感染防止のためのガイドラインを遵守するとともに、感染防止対策を講じたうえでの参加を認める。

※公式戦・大会における負傷・事故防止等のための必要最低限の活動を除く。

※他校との練習試合等、校外での活動は実施しない。

#### 【校内で感染が確認された場合の措置について】

保健所と協議し、必要に応じて学級、学年閉鎖、場合によっては臨時休校の対応を取ることとする。

なお、その場合はプリント学習だけではなく、タブレット端末を使った取組ができるようにする。

### 【出席停止等の取扱いについて】

児童生徒の感染が判明した場合または児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合等、以下に掲げるものについては、学校保健安全法第19条の規定に基づき出席停止の措置を取る。

※以下の場合、出席停止とする。

- ・ 病院受診後、新型コロナウイルス感染症ではないと診断されたが、自宅で休養した場合
- ・ 発熱等風邪の症状が見られ、自宅で休養した場合
- ・ 保健所が必要と認める場合等(濃厚接触者としての扱いで欠席せざるを得なかった場合等)
- ・ 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や、基礎疾患等のある児童生徒等が感染予防のために欠席する場合(主治医や学校医と相談のうえ、登校の判断)
- ・ 同居する家族に基礎疾患等(肺炎、風邪症状など)があることを理由に欠席する場合
- ・ 児童生徒が、感染症対策のため自主的に欠席する場合

教職員についても、風邪症状等がある場合には、出勤を控えるよう周知徹底する。

### 【学校開放事業について】

部活動の休止に伴い、学校開放事業についても中止とする。

※ \_\_\_\_\_ は、今回新たに追加したこと

## 保育園等の対応について

これまでも園においては、登園前の検温、手洗いや消毒の徹底、3密を避ける工夫、風邪症状等の体調不良時には登園や出勤(園の職員)を控えてもらう等の感染対策を講じてきているが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大していることから、子どもの安全を確保するため、これらを改めて徹底するものとする。

また、園内で感染者が確認された場合には、保健所と協議し、必要に応じて、クラス閉鎖・休園等の対応をとっていくものとする。

### ■緊急事態宣言発令中の保育園等の対応について(予定)

- 1 対象施設 保育園、認定こども園、市立幼稚園
- 2 各施設の対応

緊急事態宣言発令後、その期間に応じ、次のとおり対応する。

- (1) 原則、開園する。
- (2) 家庭での保育等が可能な保護者に対し家庭での保育をお願いする。

この場合の保育料等の取扱いは、次のとおりとする。

種別	保育料(3歳未満児)	副食費(3歳以上児)
保育園	日割り還付(1日以上)	各月6日以上欠席の場合、 半額減免
認定こども園		
市立幼稚園		

- (3) 感染防止に関する取組の更なる周知徹底

- 3 対応を行う理由 感染拡大防止のため  
(園児、保護者、職員を含めた市中感染拡大防止)
- 4 期間 緊急事態宣言発令期間中

緊急事態宣言発令後の放課後児童クラブ等の対応(予定)

1 各施設の対応

種別	対応		利用料	おやつ代	期間
	開所				
放課後児童クラブ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態宣言発令後も原則、開所とする。</li> <li>・小学校の扱いに準じ、小学校が「出席停止」扱いとした児童は登所を控えていただく。</li> <li>・可能な方には利用を控えるよう協力をお願いする。</li> </ul>	日割還付 (1日以上)	日割還付 (1日以上)	緊急事態宣言発令期間中
市立児童館・児童センター	臨時休館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止のため休館・休業とするが、直接対面しなくても実施できる電話相談については実施する。</li> </ul>			
地域子育て支援拠点事業	臨時休業				

2 理由

・最大限の感染拡大防止を図りつつ、社会生活を維持するためのセーフティネットとしての役割を果たしていく必要があるため。